

障害福祉サービス事業所  
障害者支援施設  
障害児通所支援事業所  
障害児入所施設  
相談支援事業所  
保育所  
病院

} 設置者様

一般社団法人栃木県社会福祉士会  
会長 松永 千恵子  
(公印省略)

「令和6年度栃木県障害者虐待防止・権利擁護研修」(栃木県委託事業)の開催について

時下、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

日頃より本会事業につきまして御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、栃木県からの委託により「令和6年度栃木県障害者虐待防止・権利擁護研修実施要領」に基づき、市町障害者虐待防止対応の御担当者、市町村社会福祉協議会御担当者、障害者福祉施設設置者、障害福祉サービス事業者、相談支援事業者、保育所、病院等を対象といたしまして、標記研修会を下記のとおり開催いたします。

つきましては、管理者の皆様及び障害者虐待防止等を御担当されております職員等の皆様方にお一人でも多く本研修会に御参加をいただけますように特段の御手配、御配慮を賜りますようお願い申し上げます。今年度は、集合形式で研修を合計2回開催いたします。その他の連絡事項をご一読の上、お申し込みをお願いいたします。

御参加いただけます際には、お手数ですが、令和6年12月20日(金)までに、以下のQRコードまたはURLからお申し込みください。

#### 記

- 1 日程 (障害者福祉施設等従事者研修コース)  
第1回目研修 【講義】令和7年1月31日(金)、【演習】2月7日(金)  
第2回目研修 【講義】令和7年2月14日(金)、【演習】2月21日(金)
- 2 内容 別紙「令和6年度栃木県障害者虐待防止・権利擁護研修実施要領」及び「令和6年度栃木県障害者虐待防止・権利擁護研修カリキュラム」のとおり
- 3 定員 150名×2回 合計300名
- 4 申込期限 令和6年12月20日(金)

## 5 申し込み方法

- (1) 以下のQRコードまたはURLからお申し込みください。メール等での申し込みは受け付けません。なお、研修は第1回目研修（1月31日・2月7日）と第2回目研修（2月14日・2月21日）の2回開催いたしますが、どちらかの研修を選択の上、お申し込みください。2回とも受講することはできません。



<https://qr.paps.jp/zXqzY>

- (2) 本通知は、法人ごとに送付しております。受講申し込みにあたっては、法人から2人までの申し込みをお願いいたします。当日の受講申し込みは受け付けませんので、必ず事前にお申し込みください。

## 6 その他

- (1) 本研修にご参加いただくにあたり、厚生労働省 令和6年度障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修の動画をぜひご視聴ください。また、伝達研修で研修内容を学習・共有する際にもご活用ください。講義資料・動画は、以下のURL（厚生労働省ホームページ）からご覧いただけます。動画の概要は、別紙「厚生労働省 令和6年度障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修カリキュラム（講義編）」をご参照ください。

URL（厚生労働省ホームページ）：<https://qr.paps.jp/loi6d>

- (2) 今年度は集合形式による研修を開催します。場所は、「とちぎ福祉プラザ」です。なお、会場の駐車台数には限りがございますので、御来場の際は可能な限り乗り合わせ又は公共交通機関を御利用くださいますよう、御協力お願い申し上げます。
- (3) 研修では、講義および演習すべてを受講することが修了認定の条件となります。修了者には、研修終了後、修了証を発行します。
- (4) 申込受付期間終了後、未受講の法人を優先的に受講決定いたします。
- (5) 受講決定通知は、ハガキにて12月27日（金）頃に送付の予定です。

### 【問い合わせ先】

一般社団法人栃木県社会福祉士会 野尻、倉持、松永  
〒320-8508 宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ  
とちぎソーシャルケアサービス共同事務所内  
TEL 028-600-1725/FAX 028-600-1730